

奈良県告示第四百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。

平成二十七年二月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）による道路

二 路線名

三・四・三百五号城廻り線

三 道路の指定区域

大和郡山市北郡山町二一〇番一二から大和郡山市北郡山町二一〇番二五まで

四 道路の幅員 二五・二六メートルから二七・四八メートル

五 道路の延長 八八・一〇メートル

六 指定年月日 平成二十七年二月三日